

桶川市坂田地区公共施設等整備支援業務委託  
公募型プロポーザル実施方針（募集要領）

平成27年8月  
桶川市企画財政部

～目次～

第1章 総則

第1号	業務名称	P 1
第2号	概要及び目的	P 1
第3号	実施主体	P 1
第4号	契約方法	P 1
第5号	履行期間	P 1
第6号	業務内容	P 1
第7号	契約予定額	P 1
第8号	選定方式	P 2
第9号	全体スケジュール	P 2

第2章 提案手続き

第10号	質問書の提出	P 2
第11号	参加表明書の提出	P 3
第12号	資格の確認等	P 3
第13号	提出書類等	P 3
第14号	担当窓口（提出先）	P 5

第3章 選考方法及び評価基準

第15号	企画提案書の選考方法	P 5
第16号	企画提案書の審査及び結果	P 6
第17号	評価基準等	P 7

第4章 提案者の資格

第18号	提案者の資格要件及びその他注意事項等	P 9
第19号	提案者の失格	P 10
第20号	著作権等	P 10

## 第1章 総則

### 第1号 業務名称

桶川市坂田地区公共施設等整備支援業務委託

### 第2号 概要及び目的

本業務は、桶川市が実施する坂田地区における公共施設等の整備事業（以下、「本事業」という。）において、事業スキームの詳細検討から開発事業者の公募、選定に係る一連の業務、契約締結等に係る業務の支援を一貫して行うものである。

〈対象地〉 桶川市坂田東二丁目3番地1、2、3

坂田西特定土地区画整理事業地内

仮換地118街区1.2.3.4画地

※詳細は、第6号仕様書案参照のこと。

### 第3号 実施主体

桶川市

### 第4号 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 第5号 履行期間

契約日から平成29年2月

※平成27年度から平成28年度の二カ年継続事業。

### 第6号 業務内容

別添、仕様書案のとおり

### 第7号 契約予定額

28,000,000円以内（税込）

※但し、各年度の業務内容及び上限額は次のとおり。

平成27年度 民間活力導入可能性調査

4,000,000円以内（税込）

平成28年度 アドバイザリー業務

24,000,000円以内（税込）

※民間活力導入可能性調査の結果、本業務の目的を果たすことができないと発注者が判断した場合は、発注者及び受託者で協議の上、本業務に関する契約条件を変更することがある。

## 第8号 選定方式

公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、評価基準に基づき総合的に審査・評価し優先交渉権者を特定する。

## 第9号 全体スケジュール

本業務は次表のとおり実施する。

項目	日程（予定）	備考
実施方針公表	平成27年8月3日（月）	
質問書の提出期間	平成27年8月3日（月）から 平成27年8月10日（月）まで	
質問書に対する回答期日	平成27年8月13日（木）	
参加表明書の提出期限	平成27年8月18日（火）	
参加資格結果通知 （提案書提出依頼）	平成27年8月中旬 ※ 参加表明者の数（概ね5者を超える）により多段階選考となるため、以降のスケジュールは予定。	
企画提案書の提出期間	平成27年8月中旬～9月中旬	日時確定後に再通知。
企画提案選考 （プレゼンテーション）	平成27年9月下旬～10月上旬	日時確定後に再通知。
特定結果通知 （優先交渉権者）	平成27年10月上旬	
契約締結	平成27年10月上旬	

## 第2章 提案手続き

### 第10号 質問書の提出

〔1〕本業務における企画提案の内容等について、質問等がある場合は、次の提出書類を期間内に提出するものとする。

〈提出書類〉 質問書【様式第1-1号】

〈提出期間〉 平成27年8月3日（月）から  
平成27年8月10日（月）まで（但し、土、日を除く）

〈提出時間〉 午前8時30分から正午まで  
午後1時から午後5時15分まで

〈提出先〉 第14号に同じ。

〈**提出方法**〉電子メールもしくは郵送。(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること。)

〔2〕前〔1〕に基づく質問書の提出があった場合は、次の期日までに回答書を提案者に通知する。なお、質問及び回答の内容は、当市HPにて公表する。

〈**通知期日**〉平成27年8月13日(木)

〈**通知方法**〉電子メール及び郵送。(受信等の確認を行います。)

#### **第11号 参加表明書の提出**

企画提案を行おうとする者は、次の提出書類を期限までに提出するものとする。

〈**提出書類**〉プロポーザル参加表明書【様式第2-1号】

〈**提出期限**〉平成27年8月18日(火)午後5時15分まで

〈**提出先**〉第14号に同じ。

〈**提出方法**〉郵送もしくは持参。(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること。)

#### **第12号 資格の確認等**

〔1〕前号の参加表明があった場合、第18号に定める資格について確認し、その結果を次の期日に参加表明書を提出した者に通知する。

〈**通知期日**〉平成27年8月中旬

〈**通知方法**〉電子メール及び郵送。(受信等の確認を行います。)

〔2〕第18号に定める資格に適合する参加表明者が概ね5者を超えるときは、第一次選考を実施する。第一次選考は、これまでの業務実績及び本業務に従事する管理技術者等の実施体制により評価する。具体的な提出期日等の詳細は、参加表明書の結果通知時に指定する。

#### **第13号 提出書類等**

企画提案に必要な提出書類は次のとおりとする。書類は、片面刷りの上、様式番号順に編綴(左止め)し期限内に提出すること。なお、正本1部、副本11部とし、副本は社名及びロゴ等、提案者が特定される事項は、すべて空欄若しくは墨入れ表記(■)とする。

〔1〕企画提案書

次表、所定の様式に必要な事項を記載し提出すること。記載にあたっては、次表のほか様式中に記載してある注意事項等に従って記入すること。

提案書類名称	上段：記入上の注意	部数	様式番号
	下段：提出書類の用紙サイズ及び枚数		
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本は、提案者の押印要。</li> <li>・所定様式A 4版、1枚</li> </ul>	1 2部	【様式第3号】
提案者概要書 (会社概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者の概要について記載すること。</li> <li>・所定様式A 4版、1枚</li> </ul>	1 2部	【様式第4号】
関連業務実績書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、若しくは地方公共団体との間で元請けとして受託した業務実績について記載すること。</li> <li>・本業務に類似する業務実績を10件以内で記載すること。</li> <li>・所定様式A 4版 5枚以内</li> </ul>	1 2部	【様式第5号】
業務実施体制書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者、担当技術者の氏名、担当業務内容等を記入すること。</li> <li>・管理技術者、担当技術者については、提案者の企業に所属する者とする。</li> <li>・担当技術者は、3名以上記入すること。</li> <li>・所定様式A 4版 1枚</li> </ul>	1 2部	【様式第6号】
予定技術者 実績書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者、担当技術者の実績等を記載すること。</li> <li>・各技術者につき1枚作成すること。</li> </ul>	1 2部	【様式第7号】
実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に関する基本的な考え方、実施内容、業務工程表等を整理し記載すること。</li> <li>・所定様式A 4版 1枚、工程表(任意様式)</li> </ul>	1 2部	【様式第8号】
企画提案書①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活力導入可能性調査の検討業務について記述すること</li> <li>※民間事業者意向調査については必ず記載。</li> <li>・所定様式A 4版 2枚以内</li> </ul>	1 2部	【様式第9号】
企画提案書②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザー業務の検討業務について記述すること。※契約書(案)等の作成については必ず記載。</li> <li>・所定様式A 4版 2枚以内</li> </ul>	1 2部	【様式第10号】
見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算根拠を示した内訳書を添付すること。</li> <li>・所定様式A 4版 1枚、内訳書(任意様式)</li> </ul>	1 2部	【様式第11号】

## 〔2〕提案にあたり留意する事項

- (1) 本業務に関する基本的な考え方、具体的な取組み方法、及び検討にあたり重要となる点等について記述すること。
- (2) 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 第6号、仕様書案は標準仕様であり、提出された企画提案の内容を踏まえ決定するものとする。
- (4) 企画提案書の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 実施計画書、及び企画提案書①から②の記述は、フォントサイズ10.5ポイント以上とし、所定枚数の範囲内で図表での表現を可とする。

### 第14号 担当窓口（提出先）

本業務における担当窓口及び企画提案書等の提出先は、次のとおりとする。

- 〈提出先〉 桶川市役所 企画財政部 企画課政策推進グループ
- 〈住所〉 〒363-8501 桶川市大字上日出谷936番地の1
- 〈連絡先〉 048-786-3211（内線1225） FAX：048-786-9866
- 〈業務時間〉 午前8時30分から午後5時15分  
E-mail：kikaku@city.okegawa.lg.jp
- 〈担当者〉 向井

## 第3章 選考方法及び評価基準

### 第15号 企画提案書の選考方法

参加資格に適合する参加表明者が概ね5者を超えた時は、第一次選考、第二次選考の2段階審査方式により特定する。評価の配点は第一次選考50点、第二次選考150点、計200点とする。参加表明書の結果通知時に提出書類、期日等について通知する。なお、評価点の端数処理は、小数第二位を四捨五入する。

#### 〔1〕第一次選考

第一次選考を実施する場合は、これまでの業務実績や管理技術者など実施体制等について審査する。参加表明書の結果通知時に指定書類の提出期限等について通知する。

第一次選考で提出を求める資料は、【様式第3号】から【様式第7号】までとする。

第一次選考の審査結果通知は、9月上旬とし、その際に第二次選考の詳細を通知する。

## 〔2〕 第二次選考

第二次選考では、提案者によるプレゼンテーションを実施する。評価点は、第一次選考及び第二次選考により評価した点数の合計で評価する。実施内容等の詳細は、第一次選考の審査結果通知とあわせ通知する。

第二次選考で提出を求める資料は、【様式第8号】から【様式第11号】までとする。

〈日 程〉平成27年9月下旬～10月上旬

〈会 場〉桶川市役所仮設庁舎 ※予定。

〈所要時間〉30分

※20分間のプレゼンテーション及び10分間の質疑応答。

〈出席者数〉提案者につき3名までとする。

〈発表者〉原則として策定業務に携わる管理技術者、若しくは担当技術者とする。

〈その他〉パソコン（プロジェクター）を使用しての説明は不可とする。

## 第16号 企画提案書の審査及び結果

〔1〕 企画提案書の審査は、評価基準に基づく評価により実施する。評価にあたり、審査委員会を設置する。

〔2〕 評価基準に基づき審査委員会が評価点を算出し、最も高い評価合計点を獲得した提案者を優先交渉権者とし、あわせて、評価合計点の順位に基づき次点者を特定する。但し、最も高い評価合計点が120点未満の場合は、優先交渉権者として特定せず、該当者なしとする。

〔3〕 最も高い評価合計点の提案者が複数ある場合は、審査委員会の協議により候補者の順位付を行うものとする。

〔4〕 審査結果は、全ての提案者に対して個別に通知する。

## 第17号 評価基準等

〔1〕 評価基準及び配点は、次表のとおりとする。

【第一次選考により評価する事項】 ※（ ）内は項目毎の配点を示す。  
 〈採点評価値〉

5：十分評価できる 3：概ね評価できる 1：あまり評価できない

0：評価対象外

評価基準及び視点	倍率	配点
企業の実績等		10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PPP/PFI 手法における民間活力導入可能性調査に関連した同種業務の受注数、首都圏及び埼玉県内での受注実績があるか（5）</li> <li>・ PPP/PFI 手法におけるアドバイザー業務（公募資料の作成・支援から契約締結までの支援の一連の業務）に関連した類似業務の受注数、首都圏及び埼玉県内での受注実績があるか（5）</li> </ul>	1	10
実施体制		10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都圏、埼玉県内の本店、支店、営業所等の開設状況（5）</li> <li>・ 円滑な業務遂行が可能な技術者を配した人員体制となっているか（5）</li> </ul>	1	10
管理技術者の実績等		15
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種業務又は類似業務に携わった経験年数及び実績（5）</li> <li>・ 本業務に係る保有資格の内容（5）</li> <li>・ 手持ち業務の状況（5）</li> </ul>	1	15
担当技術者の実績等 ※3名を評価し、平均値とする。		15
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種業務又は類似業務に携わった経験年数及び実績（5）</li> <li>・ 本業務に係る保有資格の内容（5）</li> <li>・ 手持ち業務の状況（5）</li> </ul>	1	15
合計		50

【第二次選考により評価する事項】 ※ ( ) 内は項目毎の配点を示す。  
 〈採点評価値〉

5 : 十分評価できる    4 : 概ね評価できる    3 : どちらともいえない  
 2 : あまり評価できない    1 : 評価できない    0 : 評価対象外

評価基準及び視点	倍率	配点
業務の実施計画		40
<b>【理解度】</b> ・業務の特性、目的及び内容の理解度（5） <b>【実施手順】</b> ・業務実施手順の妥当性（5） <b>【作業工程】</b> ・業務量の把握状況及び工程計画の妥当性（5） <b>【運営支援】</b> ・業務の円滑な遂行を実現するための支援内容となっているか（5）	2	40
企画提案① 民間活力導入可能性調査		50
<b>【的確性】</b> ・民間活力導入可能性調査にあたっての留意点（課題）が的確に整理されているか（5）	3	15
<b>【実現性】</b> ・本市の状況を理解し、実現可能なものとなっているか（5）	3	15
<b>【独創性】</b> ・自社のノウハウを生かした具体的な提案がされているか（5） ・効果を促進させるための独自の提案、若しくは有益な代替案が提示されているか（5）	2	20
企画提案② アドバイザリー業務		50
<b>【的確性】</b> ・アドバイザリー業務にあたっての留意点（課題）が的確に整理されているか（5）	3	15
<b>【実現性】</b> ・本市の状況を理解し、実現可能なものとなっているか（5）	3	15
<b>【独創性】</b> ・自社のノウハウを生かした具体的な提案がされているか（5） ・効果を促進させるための独自の提案、若しくは有益な代替案が提示されているか（5）	2	20
計画の整合		5
・企画提案①、②それぞれの提案内容が整合し、資料がわかりやすく整理されているか。また、プレゼンテーションで企画提案①、②の内容が確認できるか（5）	1	5
経済性		5
・次式により算出（5）、（最低見積価格／当該見積額）×5＝点数	1	5
合計		150

〔2〕 特定後の流れ

- (1) 優先交渉権者は、発注業務の仕様内容について企画提案書を基に本市と協議し、提案事項を反映した業務仕様の内容を決定する。その後、発注の準備が整った段階で、契約を締結する。
- (2) 前号の協議が不調となった場合は、次点者を優先交渉権者とし、同様に本市と協議を行うものとする。

#### 第4章 提案者の資格

##### 第18号 提案者の資格要件及びその他注意事項等

〔1〕 提案者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) PPP／PFI手法における民間活力導入可能性調査及びアドバイザー一業務について、国若しくは地方公共団体から元請として受注した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 平成27・28年度桶川市の指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成6年桶川市告示第33号）により、入札参加停止の措置を現に受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

〔2〕 その他一般注意事項

- (1) 企画提案書は一提案者につき一提案とする。
- (2) 本企画提案に関して提案者が必要とした費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出後は、提出資料の差し替え及び追加等は認めないものとする。
- (5) 企画提案書等に記載された予定技術者は、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。
- (6) 当市HP等で経過及び結果を公表することがある。

## 第19号 提案者の失格

提案者又は提案者が提出した企画提案書等の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限が示された条件に適合しない場合。
- (2) 実施方針等に示された条件に適合しない場合。
- (3) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (4) 企画提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 審査の公平を害する行為や信義に反する行為があった場合。
- (7) 桶川市設計業務等委託契約約款（平成23年桶川市告示第194号）第43条第6号アからオのいずれかに該当している場合。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると市長が認めた場合。

## 第20号 著作権等

著作権等の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に特定された者が作成した企画提案書は、市が必要と認める場合に、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。
- (2) 市は、提出された企画提案書等について、桶川市情報公開条例（平成13年桶川市条例第13号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。但し、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、非公開となる場合がある。

桶川市坂田地区公共施設等整備支援業務委託仕様書（案）

平成27年8月

桶川市企画財政部

目次	頁
<b>第1章 総則</b>	
第1条 適用	p 2
第2条 目的	p 2
第3条 定義	p 2
第4条 資料の貸与	p 2
第5条 打合せ等	p 2
<b>第2章 業務</b>	
<b>第1節 民間活力導入可能性調査</b>	
第6条 前提条件の整理	p 2
第7条 意向調査	p 2
第8条 事業スキーム検討	p 3
第9条 財政効果検討	p 3
第10条 総合評価	p 3
<b>第2節 アドバイザリー業務</b>	
第11条 事業スキーム精査	p 3
第12条 実施方針等作成	p 3
第13条 実施方針等公表	p 3
第14条 募集要項等作成	p 3
第15条 選定基準等作成	p 3
第16条 募集要項等公表	p 4
第17条 審査委員会	p 4
第18条 契約交渉支援	p 4
第19条 契約書等作成	p 4
第20条 不動産関係	p 4
<b>第3章 成果等</b>	
第21条 精算	p 4
第22条 成果品	p 4

## 桶川市坂田地区公共施設等整備支援業務委託仕様書（案）

### 第1章 総則

（適用）

第1条 この仕様書は、桶川市が委託する「桶川市坂田地区公共施設等整備支援業務委託（以下、「本業務」という。）」に適用する。

（目的）

第2条 本業務は、桶川市が実施する坂田地区における公共施設等の整備事業（以下、「本事業」という。）において、平成26年度に実施した「施設計画及び民間活力導入手法の概略検討の結果（以下、「過年度調査」という。）」を踏まえ、事業スキームの詳細検討から開発事業者の公募、選定に係る一連の業務、契約締結等に係る業務の支援を一貫して行うものとする。

（定義）

第3条 この仕様書において、桶川市を「発注者」といい、契約に基づき業務を履行するものを「受託者」という。

（資料の貸与）

第4条 発注者は、本業務の履行にあたり必要と認められる次の資料を受託者に貸与するものとする。

- (1) 桶川市第五次総合振興計画・前期基本計画（平成23年4月）
- (2) 桶川市都市計画マスタープラン（平成25年3月）
- (3) 桶川市公共施設配置基本計画（平成27年3月）
- (4) 桶川市公共施設維持保全基本方針（平成27年3月）
- (5) 坂田地区、民間活力導入手法の概略検討結果（平成27年3月）
- (6) その他、必要と認められる資料

（打合せ等）

第5条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者は、発注者と綿密な連携をとり、適宜、業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。また、主要な打合せには、必ず出席するものとする。

### 第2章 業務

#### 第1節 民間活力導入可能性調査

（前提条件の整理）

第6条 過年度調査において整理された公共施設等の導入機能・規模についてその内容を整理する。また、本事業が予定されている土地の敷地条件等を確認し、施設整備に係わる各条件を整理する。

（意向調査）

第7条 本事業の民間活力の導入可能性を確認するため、民間事業者（5社程度）に対し、事業スキームや開発に係る費用など、事業条件の詳細について、市場調査を実施する。

(事業スキーム検討)

第8条 本事業における事業期間・施設の所有形態・資金調達方法・対価の支払方法等、適切なスキームを検討する。

2 本事業におけるリスクを分析し、市と民間事業者との適切なリスク分担を検討する。  
(財政効果検討)

第9条 第6条から前条までの検討結果を踏まえ、従来方式と民活方式(定期借地権方式等)における公共施設に関連するLCC(設計、建設、施設の維持管理)を算定する。なお、民活方式により期待される民間事業者のノウハウ活用等によるコスト縮減効果については、第7条に基づく市場調査の結果を参考とする。

2 前項で設定した従来方式及び民活方式のそれぞれのLCCを比較し、市の財政縮減効果を算定する。  
(総合評価)

第10条 前条で算定した財政縮減効果の定量的な検討結果に定性的な評価を加え、本事業を民活方式による事業として実施することが適切かどうかの検討を行う。また、民活方式として事業を実施する場合の課題・事業スケジュールについて整理する。

## 第2節 アドバイザリー業務

(事業スキーム精査)

第11条 前節の検討結果により選定された最適な民活手法の事業スキーム(事業範囲、事業期間、リスク分担等)について詳細な検討を行う。

2 民活手法の事業スキームにおける概算事業費の算定等を行い、募集条件となる予定価格等の算定を行う。  
(実施方針等作成)

第12条 前条の検討を踏まえ、事業の実施方針及び要求水準書(案)の作成を行う。なお、実施方針については、本事業の目的や概略の事業スキーム等を取りまとめ、民間事業者が事業への参画について検討できる内容とする。  
(実施方針等公表)

第13条 実施方針及び要求水準書(案)の公表後、民間事業者からの質問・意見等について取りまとめるとともに、質問に対する回答(案)を作成する。  
(募集要項等作成)

第14条 本事業の事業内容の詳細や事業者選定スケジュール、選定方法、参加資格要件、リスク分担等を示した募集要項及び要求水準書を作成する。  
(選定基準等作成)

第15条 民間事業者を選定するための評価項目、評価方法等を検討し選定基準を作成する。なお、設定した選定基準に基づき、審査するために必要な提案書様式の作成を行う。

(募集要項等公表)

第16条 公募(募集要項の公表)後、民間事業者から提出された質問・意見等について取りまとめるとともに質問に対する回答(案)を作成する。

(審査委員会)

第17条 民間事業者からの提案書について、提案内容の確認を行い、事業者選定にあたり必要となる審査委員会での審査補助資料の作成、議題の提案、委員会資料の作成、開催・運営等の支援を行う。

(契約交渉支援)

第18条 選定された民間事業者と市の契約内容を詳細に確認するにあたり、市と民間事業者の協議に伴い必要となる支援を行う。

(契約書等作成)

第19条 選定された民間事業者と市の契約条件を示した契約書(案)等を作成する。ただし、契約書(案)の公表については、事業スキームの条件(事業全般のリスク分擔含む)及び実施方針時の民間事業者からの意見を踏まえ、確定することとする。

(不動産鑑定)

第20条 本事業の募集における地代条件等を決定するにあたり、その根拠となる鑑定評価を調査するとともに、その支援を行う。

### 第3章 成果等

(変更協議)

第21条 第10条の規定に基づく総合評価の結果、発注者が本業務の目的を果たすことができないと判断した場合は、発注者と受託者の協議の上、契約内容を変更するものとする。

(成果品)

第22条 本業務における成果物等一式は、次に掲げるものとする。

- (1) 民間活力導入可能性調査報告書 2部
- (2) 民間活力導入可能性調査概要版電子データ 1式
- (3) アドバイザリー業務報告書 1式
- (4) 上記電子データ 1式

〔坂田地区計画地概要〕

【1】計画地の概要表

所在地	坂田東二丁目3番地1.2.3 坂田西特定土地地区画整理事業地内118街区1.2.3.4画地
画地面積	17,299.25㎡
所有構成	市7,826.48㎡、公社5,071.24㎡、組合保留地※14,401.53㎡
供給処理施設	電気、ガス、水道、公共下水道
接続先道路	都市計画道路坂田南線（幅員16m）、同坂田公園通り線（幅員9m） 区画街路（幅員5m）、市道6m
周辺公益施設の状況	市立東小学校 私立しろがね幼稚園 都市計画公園坂田弁天公園（5,100㎡） 都市計画道路坂田寿線、坂田東通り線、坂田西通り線（幅員16m）
都市計画制限	用途地域 第2種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 坂田東地区及び坂田西地区 地区計画区域 ※地区計画は変更を前提。
その他	一部、埋蔵文化財包蔵地あり（No.139.140） 雨水排水流出抑制施設の設置（950t/ha） 一部、土地地区画整理事業中
上位計画関係	第五次総合振興計画基本構想：坂田地区における地域生活拠点内

広域図（都市計画図）



※1：桶川都市計画事業坂田西特定土地地区画整理事業による組合保留地。

## 【2】桶川市第五次総合振興計画

- ① 計画地は、桶川市第五次総合振興計画基本構想に地域生活拠点として位置付けられています。詳細は、当市HPからご覧いただけます。

HPアドレス <http://www.city.okegawa.lg.jp/shisei/46/174/p000010.html>

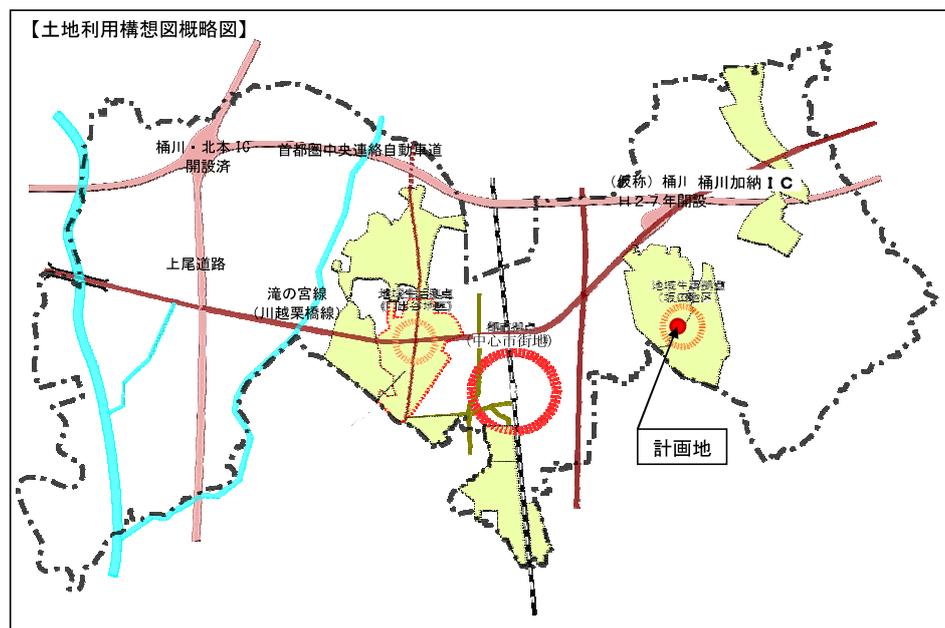
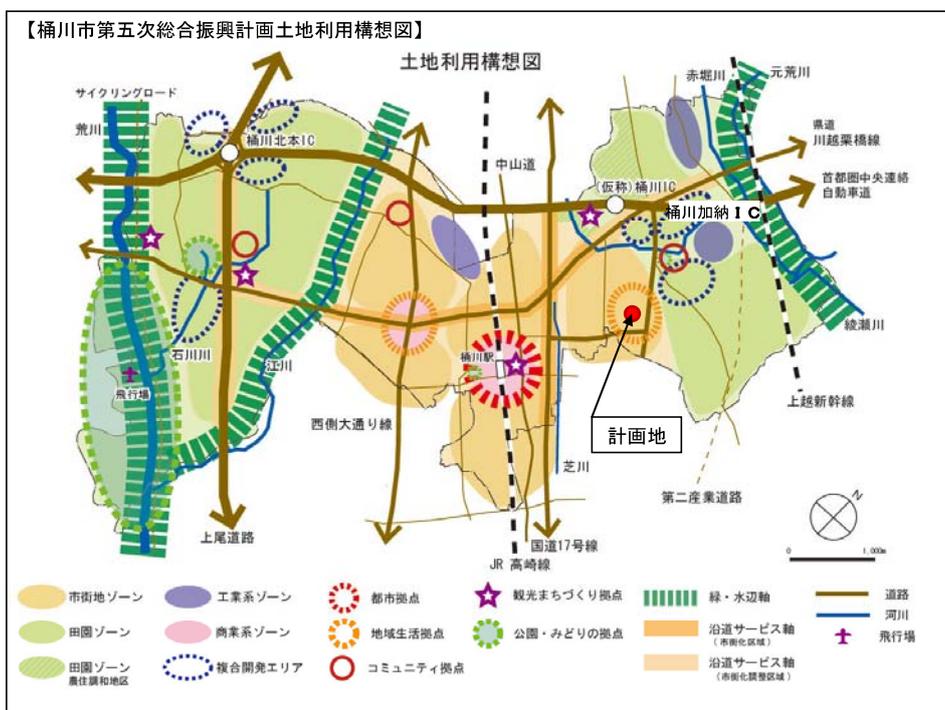
桶川市第五次総合振興計画（抄）

### （2）土地利用構想

#### 【拠点の形成】

#### ⑦地域生活拠点

東西の新市街地では、坂田地区及び日出谷地区に地域生活拠点を形成し、日常生活に必要な公共施設、医療、福祉施設などを整備することにより、利便性の高い安心して住み続けられる歩いて暮らせるまちづくりを進めます。（後段略）



### 【3】計画地の画地形状

計画地の画地形状等は、次のとおりです。



